

平成26年度税制改正主要事項

1 新規・拡充事項

- (1) 農地中間管理機構の整備に伴う課税の特例（所得税・法人税、相続税・贈与税、印紙税、登録免許税、不動産取得税等）
 - ① 出し手が機構に農地を貸し付けた場合の相続税・贈与税・不動産取得税の納税猶予の継続
 - ② 受け手が利用配分計画により機構から農地を借受けた場合の印紙税の不課税措置
 - ③ 出し手が機構に農地を譲渡した場合に課税される所得税（譲渡所得）、法人税等の特別控除（あっせん等800万円、買入協議1,500万円）
 - ④ 機構が取得する農地の登記に係る登録免許税の減税措置
 - ⑤ 機構が農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予・免除
- (2) 都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の相続税納税猶予等の継続措置の拡充（相続税・贈与税）

2 延長事項

- (1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の3年延長（所得税・法人税・個人住民税）
- (2) 農林漁業用A重油等に対する石油石炭税の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）
- (3) 特定農産加工品生産設備の特別償却制度及び事業所税の減額特例の2年延長（所得税・法人税、事業所税）

平成 26 年 度

税制改正事項

平成 25 年 12 月

農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化

- 1 農地中間管理機構の整備に伴う課税の特例（所得税・法人税、相続税・贈与税、印紙税、登録免許税、不動産取得税等）
 - ① 出し手が機構に農地を貸し付けた場合の相続税・贈与税・不動産取得税の納税猶予の継続
 - ② 受け手が利用配分計画により機構から農地を借受けた場合の印紙税の不課税措置
 - ③ 出し手が機構に農地を譲渡した場合に課税される所得税（譲渡所得）、法人税等の特別控除（あっせん等800万円、買入協議1,500万円）
 - ④ 機構が取得する農地の登記に係る登録免許税の減税措置
 - ⑤ 機構が農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予・免除
- 2 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税・個人住民税）
- 3 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む）の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
- 4 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
- 5 都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の相続税納税猶予等の継続措置を拡充する。（相続税・贈与税）
- 6 農用地区域内の農地等の特定の事業用資産の買換え及び交換を行った場合の課税の特例措置について、以下の見直しを行った上でそれぞれ適用期限を3年延長する。（所得税・法人税）
 - ① 農用地区域等内における農地等の買換え
譲渡資産を農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地等にするとともに、買換資産を農用地利用集積計画により認定農業者又は認定就農者が取得する一定の土地等にする。
 - ② 市街化区域内農地等から市街化区域外農地等への買換え
買換資産を認定農業者又は認定就農者が取得する一定の資産にする。
- 7 青年等就農促進法の廃止等に伴い、株式会社日本政策金融公庫が実施することとなる東日本大震災の被災者に対する特別貸付け（青年等就農資金）に係る消費貸借契約書の非課税措置を存続する。（印紙税）
- 8 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除

の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。
(所得税・法人税)(秋の大綱で措置)

【経産省等5省共管】

第2 農林水産関連産業の振興

1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく以下の特例措置の適用期限を2年延長等する。

- ① 特定農産加工品生産設備の特別償却制度(所得税・法人税)
- ② 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置(事業所税)

2 中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。
(所得税・法人税)(秋の大綱で措置)(再掲)

【経産省等5省共管】

3 産業競争力強化法に規定する事業再編計画等の認定を受けた認定事業者等が、計画に基づき行う株式会社の設立等に係る以下の登記の税率の特例措置を講じる。(登録免許税)(秋の大綱で措置)

- ① 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5(本則1,000分の7)
- ② 合併による株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の1(本則1,000分の1.5)

等

【経産省等3省共管】

4 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の措置を講じる。(所得税・国税徴収法・個人住民税)

5 試験研究を行った場合の特別控除のうち増加型又は高水準型を選択適用できる制度について、増加型に関しては以下の改組を行った上で、制度の適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)(秋の大綱で措置)

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%(増加割合が30%未満の場合には、増加割合)を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

【経産省等7省共管】

6 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。(法人税・法人住民税)

【厚労省等5省庁共管】

第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 奄美群島における工業用機械等の割増償却制度の適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)
【国交省共管】
- 2 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(固定資産税)
【経産省等3省共管】
- 3 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(固定資産税)
- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(固定資産税)
【経産省等4省共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 森林経営計画制度の見直しに伴い、見直し後の認定基準により認定を受けた計画についても従前の措置の対象とする。(所得税、法人税、相続税、住民税、事業税)
- 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)(秋の大綱で措置)(再掲)
【経産省等5省共管】
- 3 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

第5 水産施策の推進

- 1 特定の事業用資産(漁船)の買換え及び交換を行った場合の課税の特例措置について、以下の見直しを行った上で適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)
 - ① 譲渡資産について、船齢が25年未満のものにする。
 - ② 買換え資産について、船齢が15年未満のものにする。
- 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除

の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。
(所得税・法人税)(秋の大綱で措置)(再掲)

【経産省等5省共管】

- 3 農林漁業用A重油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)
- 4 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

第6 その他

特別会計制度の見直し並びに独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う所要の措置について法案をみて措置する。(複数税目)

〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- 1 特定の基金に対する負担金の損金算入の特例措置について、適用対象から以下の負担金等を除外する。（所得税・法人税）
 - ① 特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の営む業務を除く。）に係る基金に充てるための負担金
 - ② 水産動物の種苗の生産及び放流、その放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証等の沿岸漁場の整備及び開発に資するための業務に係る基金に充てるための負担金
 - ③ 農地利用集積円滑化団体が行う農用地の利用の集積の円滑化、農業構造の改善等に関する業務に係る基金に充てるための負担金
 - ④ 都道府県青年農業者等育成センターが行う就農支援業務に係る基金に充てるための負担金
- 2 食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法の認定構造改善事業として行う不動産販売業及び不動産貸付業について収益事業から除外する措置を廃止する。（法人税）
- 3 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度を廃止する。（所得税・法人税）
- 4 （独）森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止する。（固定資産税・都市計画税）